

固定資産貸付要領

(平成16年4月1日学長決裁)

[令和7年8月1日最終改正]

(目的)

第1条 この要領は、固定資産管理規程（平成16年島大規則第40号。以下「管理規程」という。）第18条の規定に基づき、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）における固定資産等の貸付けに関する手続きを定め、本学の業務の円滑な執行に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 固定資産等の貸付けについては、管理規程に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 この要領において「固定資産等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 管理規程第3条第2項第1号、第2号及び第3号に規定する「土地」、「建物及び附属設備」及び「構築物」（以下「不動産」という。）
- 二 管理規程第3条第2項第4号、第5号及び第7号から第9号に規定する「有形固定資産」、同条第3項に規定する無形固定資産のうちの「ソフトウェア」及び第4条に規定する「少額資産」（以下「物品」という。）
- 三 管理規程第3条第2項第10号及び第11号に規定する「有形固定資産」、同条第3項に規定する無形固定資産のうちの「借地権」及び「地上権」（以下「不動産又は物品以外のもの」という。）

(貸付けの基準)

第3条 固定資産等を貸付けすることができるのは、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 本学役職員、学生・生徒、病院における入院患者等（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店、その他の厚生施設を設置する場合
- 二 職員等が利用するための現金自動預払設備を設置する場合
- 三 地方公共団体における公用、公用又は公益事業の用に供する場合
- 四 通信、水道、電気又はガス事業等の公益事業の用に供する場合
- 五 本学が発注した工事又は製造（以下「工事等」という。）のために、その工事等に必要な資産を、工事等を行う者に貸付けする場合
- 六 本学の委託を受けて試験研究等を行う地方公共団体又は公益法人（以下「地方公共団体等」という。）に貸付けする場合、及び当該試験研究等を行った地方公共団体等が引き続き当該試験研究等を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該地方公共団体等に貸付けする場合
- 七 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な固

定資産等を貸付ける場合

- 八 本学の研究成果を活用した事業（創業準備を含む。）を行う中小企業又は個人にその事業の用に供するため必要な固定資産等を貸付ける場合
- 九 本学と産学連携の取組を実施する者に対して、その取組に必要な固定資産等を貸付ける場合
- 十 他の法令等の定めによる場合
- 十一 その他、本学の業務運営上支障がないと学長が認めた場合

（一時使用）

- 第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、固定資産等を一時的に使用（以下「一時使用」という。）させることができる。ただし、個人の使用は認めない。
- 一 公共目的又は学術目的等のための講演会、研究会、各種試験、球技大会、運動会又はその他の催し事に使用させる場合
 - 二 本学の社会連携活動に繋がると認められる目的のために使用させる場合
- 2 前項にかかわらず、学長が認めた場合は、固定資産等を一時使用させることができる。

（貸付料）

第5条 固定資産等を貸付けする場合は、原則有償とする。

- 2 前項の貸付料は、別記の島根大学固定資産等貸付料算定基準（以下「貸付料算定基準」という。）に基づいて算定した額に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額（消費税及び地方消費税の課税対象とならない場合を除く。）とする。ただし、法令等に定めのある場合は、その額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一時使用に係る貸付料は、貸付料算定基準により算定した別表に定める施設名称の区分に応じた貸付料に、面積、時間、人数等を乗じて得た額とする。

（減額貸付）

第6条 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、学長が別に定める場合は、貸付料を減額できるものとする。

（貸付面積）

第7条 貸付面積の算定は、次のとおりとする。

- 一 土地を貸付ける場合
 - (1) 空間又は地下を貸付ける場合は、その施設の占める水平投影面積とする。
 - (2) 上下水道等の管路の設置に際し、管路の性質上、土地の地下又は空間若しくは建物の壁面又は屋上を通過する場合であっても、土地の貸付けとし、その面積は、管の口径に応じてそれぞれ次の幅に総延長を乗じて得た面積とする。
 - ア 口径5cmまでは、40cmとする。
 - イ 口径5cmを超えて25cmまでは、90cmとする。
 - ウ 口径25cmを超えるものは、管の外径+160cmとする。

(3) 電柱等の面積は、本柱、支線又は支柱1本ごとに1.7m²とする。

二 建物を貸付ける場合は、その室の面積とする。

(貸付けとみなさない範囲)

第8条 次の各号に掲げる場合は、この要領に定める貸付けとはみなさない。

- 一 学生サービスの一環としての食堂、売店等、本学が行うべき業務を本学以外の者に委託した場合で、その業務を行うために必要な固定資産等を受託者に使用させる場合
 - 二 病院における患者への給食、基準寝具の提供等本学が行うべき業務を本学以外の者に委託した場合等で、その業務を行うために必要な固定資産等を受託者に使用させる場合
 - 三 清掃、警備、運送等の業務を本学以外の者に委託した場合で、その業務を行うために必要な固定資産等を受託者に使用させる場合
 - 四 日本郵便株式会社の郵便ポストを設置する場合
 - 五 その他、学長が貸付けとみなさないと認めた場合
- 2 学長は、前項1号から3号により使用させる場合は、契約書において、提供する固定資産等の範囲等を明記するものとする。

(原状回復)

第9条 学長は貸付けにあたっては、固定資産等を原則として現状のまま貸付けするものとする。但し、止むを得ないと認める場合にあっても、容易に原状回復ができるることを原則とする。

(貸付けの申請及び承認)

- 第10条 本学の固定資産等の貸付けを受けようとする者（以下「相手方」という。）は、固定資産貸付申請書（別紙第1号様式）を学長に提出し、その承諾を得なければならない。
- 2 学長は、前項の申請があった固定資産等を貸付ける場合は、固定資産貸付契約書（別紙第2-1号様式（飲料等自動販売機設置場所以外））又は固定資産貸付契約書（別紙第2-2号様式（飲料等自動販売機設置場所））を締結するものとする。
- 3 前項の契約締結により貸付けを受ける者が固定資産貸付契約書（別紙第2-1号様式（飲料等自動販売機設置場所以外））第8条第2項に定める転貸の承認を受けようとする場合は、固定資産転貸承認申請書（別紙第2-3号様式）に、転借に係る確認書（別紙第2-4号様式）を添付して学長に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、一時使用の場合は、固定資産使用許可書（別紙第3号様式）を交付する。

(相手方の選定)

- 第11条 第3条第1号に定める貸付けの場合の相手方は、公募によることを原則とする。
- 2 公募によるときの選定は、別に定める選定委員会で行うものとする。

(貸付期間)

- 第12条 貸付けの期間は、本学の業務の運営に支障のない範囲とし、原則次のとおりとす

る。

- 一 通常の貸付けの場合 3年以内
 - 二 地上権を設定することができる場合 10年以上30年以内
 - 三 無償貸付けの場合 5年以内
 - 四 電柱等の貸付けの場合 20年以内
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による公募により貸付けするときは、原則5年とする。ただし、貸付期間を5年とすることが実情に沿わないと認められる場合は、国有財産法第21条に準じる期間又は他の法令に定める期間内において、その必要の程度に応じて定めるものとする。なお、必要に応じて貸付けの期間を更新することを妨げないものとする。

(無償貸付)

第13条 学長は、次の各号に掲げる場合は、第5条の規定にかかわらず無償で貸付けることができる。

- 一 文部科学省共済組合島根大学支部に貸付ける場合
- 二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく選定事業者に使用させる場合
- 三 本学が主として使用する電柱の設置又は、上・下水道管、ガス管等を埋設する場合
- 四 本学の業務に関する施策の普及・宣伝又は、教育（学術及び文化を含む。）を目的として印刷物、写真、映写用器材、音盤、フィルム、標本その他これらに準ずる固定資産等を、地方公共団体その他当該目的を達成するため適当と認められる者に貸付ける場合
- 五 本学が発注した工事等のために、その工事等に必要な固定資産等を、工事等を行う者に貸付ける場合
- 六 本学の委託を受けて試験研究等を行う地方公共団体等に貸付ける場合、及び当該試験研究等を行った地方公共団体等が引き続き当該試験研究等を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該地方公共団体等に貸付ける場合
- 七 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な固定資産等を貸付ける場合
- 八 他の法令等の定めによる場合
- 九 その他、本学の業務運営上、支障がないと学長が認めた場合

(貸付資産の亡失又は毀損)

第14条 学長は、相手方が貸付資産を亡失し、又は毀損した場合において、その亡失又は毀損が相手方の責めに帰すべき理由によるものであるときは、相手方にその損害を弁償させなければならない。

(貸付けの取消し等の通知)

第15条 学長は、本学の運営上必要があると認めるとき又は、貸付条件に違背したときは、貸付けの取り消しをすることができる。

2 貸付けの取り消しを行う場合は、2ヶ月前までに相手方に、その理由を付した文書で通知するものとする。ただし、相手方が貸付け条件に違背した場合、その他止むを得ない場合には、この限りでない。

(その他)

第16条 この要領の実施について、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成18年4月3日から実施する。

附 則

この要領は平成19年4月2日から実施する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成26年1月22日から実施する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成26年9月3日から実施する。

2 この要領の実施日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成27年2月5日から実施する。

2 この要領の実施日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 この要領の実施日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年10月28日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から実施する。